

空域気象情報（シグメット情報）について

国際民間航空機関（ICAO）は、航空機運航の安全に影響を及ぼしうる航空路上の特定の気象現象等（雷電や乱気流、台風、火山灰の拡散状況など）について、飛行情報区（FIR）ごとに予め指定された機関が空域気象情報（シグメット情報）を発表することを義務付けています。

これに基づき、気象庁は福岡飛行情報区を対象空域としてシグメット情報を発表しています。

